

2008年4月23日

声 明

ILOへの虚偽報告国賠請求訴訟原告団

ILOへの虚偽報告国賠請求訴訟弁護団

鉄建公団訴訟原告団中央協議会

1047名の解雇撤回、国鉄闘争に勝利する共闘会議

- 1 本日東京高裁民事第15部（藤村啓裁判長）は、いわゆる「対ILO虚偽報告」国家賠償請求控訴審事件について判決を言い渡した。それは、控訴人（原告）らの主張を、わずか2頁半のお粗末な「当裁判所の判断」によって切り捨てた不当判決である。我々は、この不当判決に対して強く抗議し、あくまでも闘い抜くことを宣言する。
- 2 1987年に強行された国鉄分割民営化・JR移行に際しては、「組合差別は行わない」との再三の政府公約に反して、国労等に対する露骨な組合差別が行われ、JR総体の「定数」割れにもかかわらず、7600名を超える国鉄職員が不当に「解雇」された。
これに対しては、全国の多数の地方労働委員会・中央労働委員会が不当労働行為と認定し、国労等組合員の地元JRへの原職復帰を命令した。しかるにJRは、これらの命令を不服として行政訴訟を提起し、公定力ある命令に従わずに違法不当な排除を継続した。この違法行為は厳しく弾劾されなければならない。
- 3 このような事態について、本来、政府はJRに対して適切に指導を行い、違法状態を早期に解消すべき責任があった。しかるに政府は、逆に、JRの違法状態を放置し、更にはこれを助長し、労働者の団結権を侵害した。また、労働委員会の救済命令が裁判で安易に覆され団結権が侵害されるという事態を放置した。それはILO87号・98号条約違反・憲法28条違反の違法政策を続けてきたものと言える。
- 4 日本政府のこの違法行為について、国労・全動労はILOに提訴した。1999年11月、ILO結社の自由委員会は日本政府に対して、当該労働者に満足のいく補償を、という中間勧告を発し是正を求めた。
しかるに2000年2月、日本政府はこれについてのILO宛報告書に於いて、国労等組合員に対する不当差別の実態を認定した諸労働委員会の命令等を敢えて無視し、「無断欠勤等勤務状況に問題のある」労働者が排除された結果であるとの虚偽の報告をなした。これに基づいてILOは前年の判断、勧告を変更し、反組合的差別の問題は生じない、4党合意による人道的解決を、という全く真実とかけ離れた勧告をするに至った。
そもそも国際機関に対して、政府が虚偽の報告を行うなど、言語同断の行為であり、強く非難さるべきであるが、この違法行為によって、国際的に国労組合員の名誉を傷つけ、権利回復を妨害されたことの損害は計り知れない。ひいては、労働委員会制度を蔑ろにし、我が国の労働者の団結権を甚だしく侵害するものである。
- 5 鉄建公団訴訟原告団代表6名は、国に対して謝罪広告掲載と慰謝料の支払いを求める国家賠償請求訴訟を提起した。しかし、2007年6月21日、東京地裁民事第19部（中西茂裁判長）は、国の原告らの請求を認めず、驚くべき無定見・無見識な判決を言い渡し

た。地裁判決は、原告らが主張した、労働委員会命令と異なる情報提供を政府が行うことの違法性については判示せず、判断から逃げたものであった。

6 この東京地裁の不当判決に対して、我々は控訴した。しかし、本控訴審判決は、地裁判決を追認し、再び、無定見・無見識な判断をなした。

本判決は、控訴人らが判断を求めた虚偽情報提供行為の違法性については、政府がILOに対しては公正中立な情報提供をすべき義務を負う余地を認めつつも、控訴人らに対する関係では、同様の義務を負うべきとする法令上の根拠はないと不当な判断をした。しかし、まさに憲法が保障する団結権こそが、法令上の根拠である。

また、ILO 勧告のために控訴人らが損害を被った余地を認めつつも、特段の事情がない限り、その誤った情報と損害の間には相当因果関係がないと判示し、この特段の事情は認められないとした。しかし、政府の提供した情報がILOの判断を誤らせた唯一の情報なのであるから、まさに特段の事情はあり、相当因果関係を否定した本判決は極めて不当である。

更に、国の虚偽情報提供行為が国労に対する関係で団結権の侵害あるいは名誉毀損として違法性を帯びる余地があるとしつつも、それが国労の構成員である控訴人らに対する関係で直ちに団結権の侵害あるいは名誉毀損としての違法性を帯びるものと解すべき法的根拠はないとした。しかし、団結権は本来的に個々の労働者の権利であることから、本判決の判断は失当である。

我々は、この不当判決を満腔の怒りを持って糾弾する。我々は、このような不当判決に屈せず、更に闘争を強め、22年目を迎えた国鉄闘争そのものに必ずや勝利し、「改憲を企図した国労破壊」（中曽根元首相）という国家的不当労働行為を粉砕することを表明するものである。

以 上